

「旧徳山村に旧村民が戻っている」ことについて

1. 徳山ダム建設に伴う移転補償について

旧徳山村 8 集落のうち 7 集落は、徳山ダムの建設に伴って水没してしまうため、住民の方々に家屋移転を行っていただく必要がありました。

その中で、貯水池より標高の高い門入^{かどにゅう}地区の集落は水没することはありませんが、生活共同体としての社会的、経済的な機能を喪失し、十分な行政サービスを受けることができなくなるため、地元から他の 7 地区と同様の取扱いをしてほしい旨の要請を受けて、水資源機構は、水没する集落の方々と同等の移転補償を行しました。

家屋移転をしていただく際に、移転希望場所に関するアンケート調査を数回実施した結果、多くの方々が村外への移転を希望されたため、水資源開発公団（当時）は、村民の方に村外への移転をお願いするとともに、集団移転地を揖斐川町や本巣市などに用意いたしました。

その結果、徳山村は昭和 62 年 3 月に廃村となりました。

門入地区の用地取得は、原則として宅地及び農地について行っており、山林は対象としておりません。また、その他の地区でも、付替道路用地等を除き、水没しない山林は取得の対象としておりません。このため、水没しない徳山ダム上流域には依然として旧村民の方々が所有している山林や一部買収に応じられなかった宅地や農地などの私有地が残っています。

2. ダム上流域に存する小屋について

現在、旧徳山村の門入地区などにおいて、水没しない私有地に山小屋を建てている方がおられますが、これは山林の管理などのため、毎年春先から秋口にかけて一時的に滞在されている方々であると考えております。このような動きは昭和 60 年頃からあったようです。

旧徳山村に一時的に滞在されている旧村民の方々は、揖斐川町^{いびがわ}や本巣市^{もとす}などに家屋をお持ちで、普段はそちらで生活されています。特に冬は雪が深いので、皆さん山を下りておられます。

櫛原^{はぜはら}、塚^{とにゅう}、戸入、門入の 4 地区に、山小屋のほか簡易な倉庫、炭焼き小屋、トイレなど約 100 の物件を確認しています。このうち、滞在されていると思われる山小屋は約 30 件です。これらの山小屋等はいずれも私有地に建てておられ、水資源

機構としてはそのような行為を制度的に規制することはできません。

揖斐川^{いびがわ}本川沿い^{ひがしたに}(東谷)は、国道417号及び県道藤橋根尾線^{ふじはしねお}の付替えを行っております。揖斐川の支流となる西谷側^{にしたに}については、揖斐川町道(旧藤橋村道)・林道の付替えに代えて山林の公有地化事業を実施中であることから、陸路でのアクセスはできなくなりますが、ダム管理のための船を弾力的に運用して、当面、地権者の要請に一定の範囲で応えていくことも検討していきたいと考えています。

なお、今年の秋に、ダムに試験的に水を貯める試験湛水^{しけんたんすい}の開始を予定しておりますが、山小屋^{たんすい}が建てられている場所は湛水により水没しないことから、ダムの湛水に支障があるとは考えておりません。

3. 徳山ダム上流域の公有地化事業に対する水資源機構の姿勢について

一部新聞報道で、山小屋を建てて旧村民の方々が滞在していることについて、岐阜県及び揖斐川町が進めている徳山ダム上流域の公有地化事業に逆行しているのではないかという指摘がありました。

自らの土地に山小屋を建てて滞在されていることを制度的に規制することはできませんが、水資源機構といたしましても徳山ダム上流域の自然環境保全という公有地化事業の趣旨を踏まえ、小屋を所有しているの方々に対し、事業へのご理解とご協力をいただけるよう岐阜県、揖斐川町とも連携しながらねばり強く働きかけてまいりたいと考えております。